

香美町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年10月

香美町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「香美町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「香美町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・兵庫県美方警察署
- ・国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所
- ・兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所
- ・香美町建設課
- ・香美町小学校代表校長
- ・香美町教育委員会

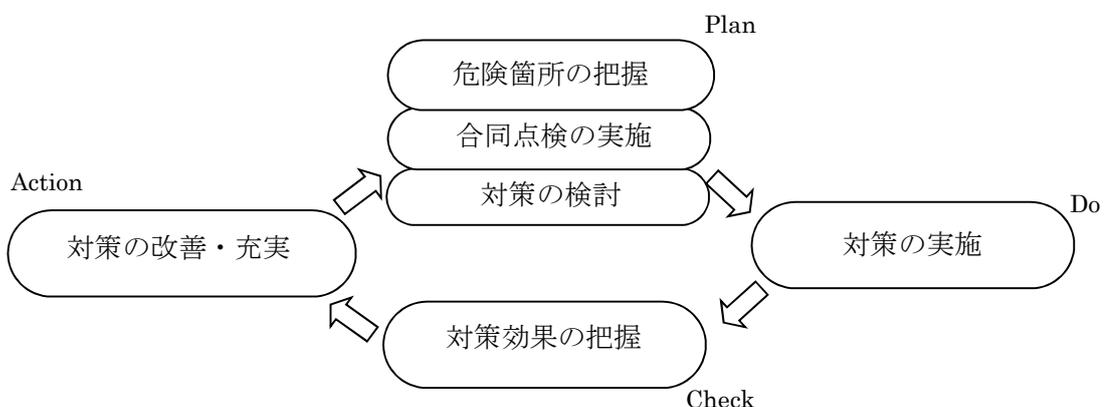
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



- (2) 危険箇所の把握
毎年、各小学校及び中学校へ夏期及び冬期ごとの危険箇所の照会を行い、危険箇所の把握を行います。
- (3) 定期的な合同点検
 - ア 合同点検の実施
 - (a) 町内の小学校及び中学校から報告のあった危険箇所を事務局で精査し、校内で対応できない箇所について、毎年、必要に応じ夏期及び冬期に合同点検を実施します。
 - イ 合同点検の体制
小学校区及び中学校区ごとに、教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察が参加する合同点検を実施します。
- (4) 対策の検討
合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- (5) 対策の実施
対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。
- (6) 対策効果の把握
合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。
- (7) 対策の改善・充実
対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校及び中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校及び中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添 1 対策一覧表

別添 2 対策箇所図